

## 行政職俸給表（一）<06年3月まで適用>

(单位 百万、%)

(注) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。